特殊詐欺被害の未然防止に向けたＪＡバンク茨城の取組みについて

２０２６年3月１１日
ＪＡバンク茨城

ＪＡバンク茨城では，警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請を踏まえ，一部のお客さまを対象に，下記のとおりＪＡ貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺，還付金詐欺など）が多発する中，昨今は犯罪グループが，デジタル操作に不慣れなご高齢の方をＡＴＭに誘導して多額の貯金を振り込ませるなど，手口は巧妙化しており，被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは，このような詐欺被害を未然に防止し，お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので，何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　対象となるお客さま
過去１年以上，ＡＴＭによる振込および出金のお取引がない満６５歳以上の個人のお客さま。
※　２０２６年１月末時点

２　利用制限について
原則として，上記１ に該当するお客様につきましては，ＪＡバンクキャッシュカードを利用した１日あたりのＡＴＭのお取引を次のとおり制限させていただきます。
（１）ＡＴＭによる振込のお取引がないお客さまは，ＡＴＭによる振込ができなくなります。
（２）ＡＴＭによる振込および出金のお取引がないお客さまは，ＡＴＭによる振込ができなくなり，かつ，ＡＴＭによる出金限度額が上限１０万円に制限されます。

３　利用制限の開始日
２０２６年４月２３日（木）より適用開始いたします。
※ 以前に利用制限を開始しているお客様についても，制限解除のご希望がない場合は利用制限を継続しております。

４　その他
対象となったお客さまで，利用制限を希望されないお客さまはお取引のあるＪＡ支店（所）窓口までお申し出ください。

以　上

本件に関するお問い合わせ先
お近くのＪＡバンク窓口まで